

# 伊勢原市公共施設LED化ESCO事業公募型プロポーザル 実施要領

## 1. 業務の概要

### (1) 業務名

伊勢原市公共施設LED化ESCO事業

### (2) 業務の目的

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）にあたる「伊勢原市役所エコオフィスプラン」において、市の事務事業における温室効果ガス排出量の削減目標を設定している。2027年末までに蛍光灯の製造が終了となる国際的な背景も踏まえ、同計画の目標達成に向けた取組として、公共施設等における照明設備のLED化を民間事業者のノウハウや技術力を活用しながら推進し、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的とする。

### (3) 対象施設及び対象機器

全51施設（市庁舎、コミュニティーセンター、小中学校、公民館 等）  
別紙1「対象施設一覧」及び別紙3「既存機器リスト」のとおり

### (4) 業務の内容

(3) 対象施設及び対象設備に掲げる公共施設等の照明設備のLED化改修工事及び省エネルギー効果検証・保証業務

### (5) 優先交渉権者及び次点者の選定

公募型プロポーザルによる審査の結果、最も優れている提案を行った応募者（優先交渉権者）及び次点者を選定する。

### (6) 詳細協議

優先交渉権者は、本市との間で、契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を行う。なお、この協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行うものとする。協議の結果、合意に至った場合、本業務に係る業務委託契約を締結し、本業務を実施するものとする。ただし、本市との協議が整わない場合には、次点者との協議を行う場合がある。

### (7) 契約方式

ギャランティード・セイビングス方式（自己資金型）

本業務におけるESCO事業は、応募者（ESCO事業者）の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用分の資金を本市が調達するギャランティード・セイビングス方式を用いる。

### (8) 契約期間

令和6年11月（予定）から令和13年3月31日まで

なお、下記グループにて改修工事期間、計測・検証・保証業務期間を分割する。グループの詳細は別紙2「対象施設グループ」参照。

- ① 公共施設グループ 1
  - 改修工事期間 契約締結の日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
  - 計測・検証・保証業務期間 改修工事完了から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
- ② 公共施設グループ 2
  - 改修工事期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで
  - 計測・検証・保証業務期間 改修工事完了から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- ③ 学校施設グループ 1
  - 改修工事期間 令和 7 年 7 月中旬から令和 7 年 9 月 3 0 日まで(原則として学校の夏休み期間とする)
  - 計測・検証・保証業務期間 改修工事完了から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで
- ④ 学校施設グループ 2
  - 改修工事期間 令和 8 年 7 月中旬から令和 8 年 9 月 3 0 日まで(原則として学校の夏休み期間とする)
  - 計測・検証・保証業務期間 改修工事完了から令和 1 2 年 3 月 3 1 日まで
- ⑤ 学校施設グループ 3
  - 改修工事期間 令和 9 年 7 月中旬から令和 9 年 9 月 3 0 日まで(原則として学校の夏休み期間とする)
  - 計測・検証・保証業務期間 改修工事完了から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

## 2. 提案上限額

提案額が次の各金額を超えた場合は、失格とする。なお、当該金額は、企画提案内容の規模を示すためのもので、契約締結の際の予定価格を示すものではない。提案額の作成にあたっては、別紙 3「既存機器リスト」を参考にすること。

### (1) 6 年間総額の事業費

4 7 4 , 9 7 2 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

### (2) 契約締結日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの事業費

7 2 , 3 5 0 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

## 3. プロポーザル応募の要件と制限

### (1) 応募者の役割について

応募者は、E S C O 事業者として次の役割を全て担うこと。

- ① 事業役割…本市の対応窓口となり、契約等諸手続を行い、本事業遂行の責を負い、削減量が達成できない場合には補償措置を講じること。
- ② 設計役割…設計・計画・監理に関する業務を全て実施すること。
- ③ 施工役割…施工に関する業務を全て実施すること。

- ④ その他役割…維持管理、E S C O設備の供給、既存照明器具の設置状況の把握等の本業務の遂行に必要なその他業務を実施すること。

(2) 応募者の主体について

- ① 本事業を十分に遂行する能力を有すると認められる単独事業者またはグループ(複数の事業者の共同体)とする。
  - グループで応募する場合は、事業役割を担う代表者を1者選定し、その代表者が本市との対応窓口となり、本事業の遂行の責を負うものとする。参加表明時は、グループの構成員を全て明らかにし、各々の役割分担を明確にすること。
  - 本業務を他に委託又は請け負わせる場合は、本市との契約時まで適正な委託契約又は請負契約を締結し、その契約内容について事前に本市の了承を得ること。

(3) 応募者の要件について

応募者は、本市との契約締結までに、次の要件をすべて満たすこと。

- ① 事業役割を担う構成員の要件
  - 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - 直近5年以内に国、地方公共団体の庁舎、学校、公民館いずれかの、E S C OによるLED化事業を受託した実績を有すること。
- ② 設計役割を担う構成員の要件
  - 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - 直近5年以内に国・地方公共団体の発注する同種同様のLED化事業において、設計役割として50施設以上を受託した実績を有すること。
- ③ 施工役割を担う構成員の要件
  - 伊勢原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
  - 特定建設業許可を有すること。
  - 建設業法の規定に基づき、適切な有資格者を配置できること。

(4) 応募者の制限について

次に掲げる者は、応募者の構成員となることはできない。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
- 公告日以後、伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- 公告日以後、企画提案書提出日までの期間に法令等の規定による営業停止処分を受けている者
- 伊勢原市暴力団排除条例(平成23年10月4日条例第12号)第2条第1項第2号の規定に定める暴力団及びその利益となる活動を行う者
- 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による民事再生手続

開始の申し立てをしている者

- 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項または第2項の規定による更正手続開始の申し立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされている更正事件（以下、「旧更正事件」という。）に係わる同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下、「旧法」という。）第30条第1項及び第2項の規定による更正手続開始の申し立てを含む。以下、「更正手続開始の申し立て」という。）をしている者または申し立てをなされている者。ただし、同法第41条第1項の更正手続開始の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正手続開始の決定を含む。）を受けた者がその者に係る同法第199条第1項の更正計画の認可の決定（旧更正事件に係わる旧法に基づく更正計画認可の決定を含む。）があった場合に当たっては、更正手続開始の申し立てをしなかった者または更正手続の申し立てをなされなかった者とみなす。
- 「5. 参加表明手続き（4）提出書類」に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者
- 不正な手段を用いて本事業を誹謗し、または事業の公正な進行を妨げる者若しくは妨げた者

#### 4. 事業全体スケジュール（予定）

本事業は、次の日程（予定）で行う。

項番	内 容	日 程
1	プロポーザル実施公告	令和6年6月27日（木）
2	質問書の提出期間	令和6年7月5日（金）午後5時まで
3	参加表明書等の提出期限	令和6年7月12日（金）午後5時まで
4	質問書に対する回答	令和6年7月12日（金）
5	参加資格確認結果の通知	令和6年7月19日（金）
6	辞退届の提出期限	令和6年7月26日（金）午後5時まで
7	企画提案書の提出期限	令和6年7月30日（火）午後5時まで
8	提案内容プレゼンテーション	令和6年8月上旬
9	審査結果通知	令和6年8月下旬
10	現地調査・仕様協議	令和6年8月下旬から10月下旬まで
11	契約	令和6年11月上旬
12	E S C O設備の施工	契約締結日から令和9年9月30日まで
13	E S C O設備の維持管理等	改修工事完了から 令和13年3月31日まで

※ このスケジュールは変更する場合があります。

※ 11、12は各グループにより期間が異なります。1（8）契約期間を確認してくだ

さい。

## 5. 質疑応答

本実施要領、要求水準書等の内容について疑義がある場合は、次のとおり質問を受け付ける。質問は提案書作成に係る内容についてのみとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。質問内容及び回答については、本市ホームページに掲載する。

### 提出期限

令和6年7月5日（金）午後5時まで（必着）

#### (1) 提出先

「1 1. 担当部署」のとおり。

#### (2) 提出方法

電子メール

#### (3) 提出書類

質問書（様式7）

#### (4) 回答方法

令和6年7月12日（金）午後5時までに、本市ホームページに掲載する。

#### (5) 留意事項

提出期限後の質問及び指定の方法によらない質問は、一切受け付けない。質問の内容は、明確に記載すること。

## 6. 参加表明手続き

本業務のプロポーザルに参加する意思がある者は、次のとおり関係書類を提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時まで（必着）

### (2) 提出先

「1 1. 担当部署」のとおり。

### (3) 提出方法

電子メール

### (4) 提出書類

#### ① 参加表明書（様式1-1） 1部

グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。

#### ② グループ結成届（様式1-2） 1部（グループで応募する場合）

グループの各構成員の役割を記入すること。応募時の構成員全てがESCO事業者の構成員となるよう共同企業体を結成すること。また、本市との契約締結までに構成員の間で交わされた契約書または覚書等の写しを提出すること。

#### ③ 事業者概要（様式2） 1部

損益計算書、貸借対照表について、直近3期分を添付すること。グループで応募する場合は各構成員についてそれぞれ書類を作成、添付すること。

④ E S C O関連事業実績一覧表（様式3） 1部

グループで参加の場合は、事業役割を担う応募者で作成し提出すること。

⑤ L E D化事業設計実績一覧表（様式4） 1部

グループで参加の場合は、設計役割を担う応募者で作成し提出すること。

(5) 参加資格確認

参加資格要件の確認結果は、参加資格の有無にかかわらず、参加資格確認通知書（様式5）により、令和6年7月19日（金）までに電子メールにより通知する。

(6) 辞退届の提出

前号の参加資格確認通知書において、参加資格があると認めた者のうち、特別な事情等により辞退しなければならない場合は、令和6年7月26日（金）午後5時までに提案辞退届（様式6）を電子メールにより提出すること。

7. 配布資料

本市ホームページからダウンロードすること。

- プロポーザル実施要領
- 提出様式
- 要求水準書
- 別紙1 対象施設一覧
- 別紙2 対象施設グループ
- 別紙3 既存機器リスト
- 別紙4 評価基準

8. 企画提案書作成要領

(1) 提出期限

令和6年7月30日（火）午後5時まで（必着）

(2) 提出先

「11. 担当部署」のとおり。

(3) 提出方法

持参または郵送等による。持参の場合は事前に事務局へ連絡し、日程調整すること。郵送等の場合は提出期限まで必着とし、配送状況が確認できる手段で郵送すること。

(4) 提出書類

提出書類は企画提案書（様式8）を表紙とし、目次、本編、事業収支計画書（様式9）、別紙、見積書の順に製本し提出すること。なお、提出書類は正本1部、副本9部とし、提出書類の電子データ（PDFファイル形式）を記録した電子媒体（CD-ROMまた

はDVD-ROM)を1部提出するものとする。副本には、企業名、住所、ロゴマーク等の応募者が特定できる表示を記載しないこと。

また、次に掲げる事項に則さない場合は、正しい評価が得られない場合があるので注意すること。

① 企画提案書(様式8)

- グループで参加の場合は、代表企業名で作成し提出すること。
- 提出は正本のみとし、副本は不要とする。

② 目次

- 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型(左綴じ)、両面印刷で作成すること。

③ 本編

- 「9. 審査方法(2) 評価方法及び評価基準②評価基準」に示す内容を記載し、評価項目の記載場所を明確にすること。記載順序は任意とする。
- 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型(左綴じ)、両面印刷で作成すること。
- 総ページ数は、10ページ以下とすること。
- ページ番号を記載すること。
- 本文を表記する文字は、原則として11ポイント以上の大きさとする。
- 多色刷り、イメージ図、イラスト等の使用は可とする。
- 記載内容については、要求水準書を参照するとともに、的確な審査ができるように具体的な記述を心がけること。

④ 事業収支計画書(様式9)

- ESCO事業期間における収支について記載すること。
- 削減保証額に関する考え方と算出根拠を記載すること。

⑤ 見積書

- 事業者の様式によること。ただし、用紙の大きさはA4判とし、横書き、縦型(左綴じ)、両面印刷で作成すること。
- 「2. 提案上限額」の範囲内で本業務に係る事業費の見積を作成すること。また、年度別の見積金額及びその内訳を記載すること。
- ページ番号を記載すること。
- 正本には、代表者印を押印すること。

⑥ 別紙

- 提出書類③～⑤に関する根拠資料、図面、仕様書を添付できるものとする。
- 別紙毎に通し番号を記載し、提出書類③～⑤の対応箇所に別紙の番号を記載すること。
- 事業者の様式によること。

(5) 審査の結果、優先交渉権者となった場合、提案内容に基づいて、仕様等に関する詳細協議を行う。

## 9. 審査方法

### (1) 基本事項

審査は、本市が設置する伊勢原市公共施設LED化ESCO事業公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、提出された企画提案書等の内容及び提案プレゼンテーションの審査を基に総合的に評価し、優先交渉権者及び次点者の選定を行う。

- ① 本件プロポーザルは、業務における取組方法、ノウハウ等について提案を求めるものであり、本業務内容についての最終成果品の提案を求めるものではない。
- ② 審査会は、非公開とする。
- ③ 全ての企画提案について、契約の目的が十分に達成できないものであると判断したときは、優先交渉権者を特定しないものとする。

### (2) 評価方法及び評価基準

#### ① 評価方法

審査会は、各委員の提案内容に対する評価点をもとに、応募者が優先交渉権者として適当かどうか各委員が意見を表明するとともに、各委員の評価点を集計し、その合計点が高い順に優先交渉権者及び次点者を選定する。なお、有効な提案が1つに限られる場合でも審査会は実施する。

#### ② 評価基準

企画提案者から提出された企画提案書等を基に、次表の項目について別紙4「評価基準」により各委員が評価し、評価点を算出する。各委員の評価点数の合計が満点の5割に満たない場合は、失格とする。評価点が最高点となった応募者が複数の場合は、見積金額が安価な応募者を優先交渉権者とする。見積金額も同額の場合は、審査会会長が優先交渉権者を決定する。

評価項目		視点	配点
技術点			
総合	事業実績等	事業者の事業実績等 提案全体のバランス	40
	市内事業者	市内事業者の活用 市内経済への貢献度	10
設計	使用機器	使用する機器の特色	20
	設置場所等	照度に関する考え方	20



施工	安全性	施工時の安全配慮	20
	品質	施工体制等の考え方	20
	施工工程	施工時期等の考え方	20
維持管理	効果検証	検証方式等の考え方	10
	修繕等	事業開始後の体制	10
環境	省エネ	地球温暖化対策への貢献度	20
	廃棄等	既存設備の撤去等計画	10
価格点			
	サービス料	安価かつ積算根拠の妥当性	10
	削減保証額	最大化かつ積算根拠の妥当性	20

### (3) 提案プレゼンテーションの実施

提出された企画提案書等に基づき、企画提案者によるプレゼンテーション及び審査会によるヒアリングを行う。

① 実施予定日

令和6年8月上旬

② 提案者側の出席人数

出席人数は5名以内とする。

③ 所要時間

企画提案者1グループにつき概ね40分（プレゼンテーション20分、ヒアリング20分）

④ 内容

企画提案書等に記載した内容に沿ってプレゼンテーションを行うこと。スライドプレゼンテーションソフトの使用は可とする。

⑤ その他

プレゼンテーションに関する詳細（実施日時、開催場所など）については、参加資格確認結果の通知後に、参加事業者に対して別途通知する。

プレゼンテーション及びヒアリングの内容は、企画提案書に含めて審査対象とする。

### (4) 審査結果の通知等

審査結果については、全ての提案参加者に対して、企画提案審査結果通知書（様式10）により、電子メールで通知する。

また、審査結果は、本市のホームページにおいて公表する。

(5) 審査結果に関する説明

審査結果について説明を求める場合は、次のとおりとする。

- ① 提出書類  
任意の様式による書面（A4判）
- ② 提出期限  
審査結果の通知のあった日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内の午後5時までとする。
- ③ 提出先  
「11. 担当部署」のとおり。
- ④ 回答  
書面にて回答する。

10. その他

(1) 企画提案書等の取扱い

- ① 企画提案は、1者または1グループにつき1案のみとする。
- ② 企画提案書等の作成・提出、ヒアリング実施のための旅費等、本企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- ③ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとす。
- ④ 原則として、企画提案書等提出後の書類の差替え及び再提出は認めない。ただし、本市の判断により記載内容の確認、補足資料の提出、資料の補正等を求めることがある。
- ⑤ 提出された企画提案書等は、伊勢原市情報公開条例（平成15年12月19日条例第21号）第2条に規定する行政文書に該当し、同条例第6条の公開請求があった場合、公開の対象となる。
- ⑥ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- ⑦ 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属するものとし、本件プロポーザル以外には提案者に無断で使用しない。
- ⑧ 企画提案書等は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲または情報公開等のために複製を作成することがある。
- ⑨ 企画提案書等の内容は、契約を構成する文書の一部とし、優先交渉権者選定後に締結する契約に反映する。その履行については、施工中はもとより、計測・検証及び保証段階においても、その義務を負うものとする。万が一、提案の不履行及び不足等が生じた場合、本市は、優先交渉権者に対して、相応の賠償を請求するものとする。

(2) 失格事項

- ① 企画提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しないもの
- ② 指定した企画提案書の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- ③ 企画提案書に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの
- ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- ⑤ 本実施要領の公表から審査結果公表が完了するまでの間において、審査会委員に接触するなど、審査の公平性を害する行為があったもの
- ⑥ 提案プレゼンテーション（ヒアリング）に参加しなかったもの
- ⑦ 提案額が「2. 提案上限額」に掲げる額を超えているもの
- ⑧ 本実施要領及び要求水準書で求める条件、必須事項について、満たさないものがあるもの

### (3) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは、優先交渉権者及び次点者の選定を目的に実施するものであり、具体的な成果品を求めるものではない。契約後の業務については、提案内容を踏まえ、本市と優先交渉権者で詳細協議して実施するものとする。なお、詳細協議は、優先交渉権者の提案の範囲内で行われるものとする。
- ② 詳細設計の結果、提案者自身の責に帰する原因により、次点者の提案を下回る内容となった場合、優先交渉権は次点者に移るものとする。提案者自身の責に帰する原因により優先交渉権を失った場合、詳細設計費用を含むそれまでの費用は一切支払わないものとする。
- ③ 優先交渉権者の選定後において、優先交渉権者（共同企業体の構成員及び業務補助者を含む。）に本プロポーザルにおける失格事項に該当することが判明した場合は、当該優先交渉権は次点者へ移るものとする。
- ④ 優先交渉権者は、本市との協議が整い次第、提案内容の範囲内において業務委託契約を締結するものとする。なお、業務委託契約の条件・仕様等は、契約段階において修正を行うことがある。
- ⑤ 契約手続き及び契約書は、伊勢原市契約規則（平成元年3月31日規則第11号）、その他本市の契約に関する規定に定めるところによる。

### (4) その他留意事項

当該事業の実施に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

#### 11. 担当部署（各書類提出先及び問い合わせ先）

伊勢原市経済環境部環境対策課

住 所 〒 2 5 9 - 1 1 8 8 神奈川県伊勢原市田中 3 4 8 番地

電 話 0 4 6 3 - 9 4 - 4 7 3 7

電子メール kankyou@isehara-city.jp

担 当 山田、増川

《様式一覧》

- 様式 1 - 1 参加表明書
- 様式 1 - 2 グループ結成届
- 様式 2 事業者概要
- 様式 3 E S C O 関連事業実績一覧表
- 様式 4 L E D 化事業設計実績一覧表
- 様式 5 参加資格確認通知書
- 様式 6 提案辞退届
- 様式 7 質問書
- 様式 8 企画提案書
- 様式 9 事業収支計画書
- 様式 1 0 企画提案審査結果通知書